

第 2 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

平成30年4月26日

閉 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 2 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

平成30年4月26日(木曜日)

午後1時59分開議
午後3時36分休憩
午後3時40分開議
午後4時34分閉会

本日の会議に付した事件

平成30年度主要事業等の説明

出席委員（8人）

委員長 高木健次
副委員長 楠本千秋
委員 山本秀久
委員 小杉直
委員 鎌田聡
委員 池田和貴
委員 田代国広
委員 前田憲秀

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 宮尾千加子
教育理事 山本國雄
教育総務局長 野尾晴一朗
教育指導局長 牛田卓也
教育政策課長 江藤公俊
学校人事課長 手島和生
社会教育課長 井芹護利
文化課長 岡村郷司
施設課長 猿渡伸之
高校教育課長 那須高久
義務教育課長 高本省吾
特別支援教育課長 藤田泰資
人権同和教育課長 徳永憲治

体育保健課長 西村浩二

警察本部

本部長 小山巖
警務部長 志賀康男
生活安全部長 林修一
刑事部長 甲斐利美
交通部長 古庄幸男
警備部長 原秀二
首席監察官 熊川誠吾
参事官兼警務課長 開田哲生
参事官兼会計課長 平良俊司
理事官兼総務課長 米満幸一
参事官兼
生活安全企画課長 中島真一
参事官兼刑事企画課長 中川英幸
参事官兼交通企画課長 森教烈
参事官兼警備第一課長 星原茂幸
交通規制課長 大内田朗二

事務局職員出席者

議事課主幹 若杉美穂
政務調査課主幹 西野房代

午後1時59分開議

○高木健次委員長 それでは、ただいまから第2回教育警察常任委員会を開会いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る3月16日の第1回委員会におきまして、委員長に選任をいただきました高木でございます。

今後、楠本副委員長とともに、誠心誠意、円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、委員各位におかれましては、御指導、御鞭撻をいただくとともに、教育長、警察本部長を初めとする執行部の皆様方には、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

簡単でございますが、御挨拶にかえさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

続いて、楠本副委員長から挨拶をお願いします。

○楠本千秋副委員長 こんにちは。同じく、副委員長に選任いただきました楠本です。

高木委員長を補佐し、一生懸命、円滑な運営に努めてまいりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

また、各委員におかれましても、執行部の皆さんにおかれましても、初めてでありますので、どうぞよろしく御指導くださいますようお願いいたします。

○高木健次委員長 本日の委員会は、執行部を交えての初めての委員会でありますので、執行部の幹部職員の自己紹介をお願いします。

なお、自己紹介は、本日御出席の課長以上をお願いします。

それでは、教育委員会宮尾教育長から順次をお願いします。

（教育長、教育理事～体育保健課長の順に自己紹介）

○高木健次委員長 次に、警察本部小山本部長から順次をお願いします。

（警察本部長、警務部長～交通規制課長の順に自己紹介）

○高木健次委員長 1年間、このメンバーで審議を行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、平成30年度主要事業及び新規事業の説明に入ります。

教育委員会、警察本部の順に主要事業の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

初めに、教育長から総括説明を行い、続いて主要事業について担当課長から資料に従い順次説明をお願いしますが、効率よく進めるために、最初に一度立っていただいた後に、説明は着座で簡潔をお願いします。

初めに、宮尾教育長。

○宮尾教育長 お世話になります。

委員の皆様方には、日ごろから教育行政、また、文化行政等に御支援、御協力をいただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、座って失礼いたします。

まず、御報告が1件ございます。

本年度、新たに熊本工業高校がスーパー・プロフェッショナル・ハイスクールに指定を受けました。これは頭文字をとってSPHとよく言いますが、このスーパー・プロフェッショナル・ハイスクールとは、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するために、先進的な卓越した取り組みを行う専門高校を指定して行われるものでございまして、全国47校の応募に対し、8校が指定されました。熊本県内では、南稜高校に次いで2校目となります。

今後は、大学や研究機関、地元企業等の理解、協力を得ながら、産業界と一体となった人材育成を行ってまいります。

さて、熊本復旧・復興4カ年戦略のもとで、県の教育施策の基本方針として熊本県教育大綱が策定されております。具体的な施策、事業につきましては、第2期くまもと「夢への架け橋」教育プランに沿って推進しておりますが、今年度は計画期間の最終年度を迎えます。これまでの取り組みの成果として、おおむね順調に推移しており、計画期間の総仕上げに向けて、引き続き、着実に取り組んでまいりたいと思っております。

しかし、教育現場は、御存じのように、いじめ、不登校、特別な支援が必要な児童生徒の増加への対応、あるいは教職員の働き方改革など、さまざまな課題がございます。

また、熊本地震からの復旧、復興の加速化、熊本地震の経験や教訓を生かした取り組みも重要でございます。

これらの課題に的確に対応し、将来を担う子供たちが、郷土に誇りを持ち、夢の実現を目指していけるよう、関係者一丸となって新たな取り組みにも挑戦してまいります。

委員の皆様方には、引き続き、御支援、御協力、御指導をお願いしたいと思います。

それでは、今年度、教育委員会が取り組みます主要事業等につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○江藤教育政策課長 教育政策課でございます。

お手元の資料のA4横で最下段に教育委員会とございます、平成30年度主要事業及び新規事業をごらん願います。

まず、1ページ目から4ページ目までは、教育委員会事務局等の組織表などでございますので、説明は省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。

教育委員会全体の平成30年度当初予算総括表でございます。

一般会計予算の総額は、ページの中ほど、一般会計合計欄になりますけれども、1,309億9,951万2,000円でございます。前年度と比較しますと、その2つ右の欄になりますが、40億8,779万円の増額となっております。これは、主に施設課の県立学校災害復旧事業と特別支援教育課の特別支援教育環境整備事業の増によるものでございます。

各課別の内訳は表のとおりでございます。

次に、特別会計です。

まず、熊本県立高等学校実習資金特別会

計、これは農業高校と水産高校の実習教育に要する経費でございます。

次の熊本県育英資金等貸与特別会計、これは主に高校生に対する奨学金の貸与に要する経費でございます。

一般会計にこれら2つの特別会計を加えた当初予算総額は、最下段、教育委員会会計欄のとおり、1,325億3,836万7,000円となり、前年度と比較しますと、2つ右の欄でございますが、38億4,375万1,000円の増額となっております。

この後、各課から主要事業及び新規事業を説明いたします。

初めに、教育政策課でございます。

6ページをお願いいたします。

教育振興基本計画推進事業でございます。

事業目的は、本県の教育振興基本計画であります、第2期くまもと「夢への架け橋」教育プランの進捗状況を把握し、評価することにより、計画の着実な推進を図るものです。

事業内容は、1の推進委員会を開催し、点検、評価について外部有識者等からの意見を求めるとともに、2の点検評価報告書の報告、公表を行います。また、3のくまもと教育の日の取り組みや4の知事の出前ゼミなどを実施いたします。

7ページをお願いいたします。

学校改革フォローアップ事業でございます。

事業目的は、教職員の長時間勤務を解消するため、学校行事の見直し等による校務縮減や教材の共有化等による授業準備時間の縮減を推進するものです。

事業内容は、学校における教職員の長時間勤務を解消するための取り組みの支援を行うとともに、その成果を県下全校へ普及啓発するためにシンポジウムを開催いたします。

8ページをお願いします。

災害時学校支援チーム派遣事業でございます。これは新規事業でございます。

事業目的は、熊本地震の経験や教訓を生かし、県内外で大規模災害が発生した場合に、学校教育の早期復旧を支援するため、被災地の学校運営を支援する教職員チームを派遣するものでございます。

事業内容は、防災の専門知識と災害時対応力を備えた教職員を養成し、大規模災害が発生した場合に、支援チームを被災地へ派遣いたします。

9ページをお願いします。

熊本県教育情報化推進事業でございます。

事業目的は、教育の質の向上を図るため、①児童生徒の情報モラルを含めた情報活用能力の育成、②ICT、いわゆる情報通信技術を活用した確かな学力の定着及び③校務の情報化による教員の負担感軽減を推進するものです。

事業内容は、1の児童生徒の確かな学力の定着を図るためのICT活用の推進では、タブレットパソコンや電子黒板などを利用した先進的な授業の実施とその効果検証を行うとともに、教員のICT活用指導力向上に向けた研修の実施などを行います。

2のICTを活用した教育活動の支援では、授業等におけるICT活用の好事例の収集や啓発、情報活用能力の育成を目的としましたくまもとICTコンテストの実施などを行います。

3の情報モラル・情報安全教育の充実では、学校非公式サイト等のネットパトロールや情報安全ファシリテーターの育成及び学校やPTAが主催します研修会等への講師派遣を行います。

4のICT機器やネットワーク等の情報環境の整備では、県立学校におけるネットワークの運用やパソコンのリースなどの環境整備を行います。

次に、10ページをお願いいたします。

上段の教職員福利厚生事業は、教職員の健康増進等の福利厚生を推進するため、公立学

校共済組合熊本支部に補助金を交付するものでございます。

下段の教職員住宅建設償還金及び財産処分費は、教職員の住居確保を支援するため、教職員住宅の維持管理を行うものでございます。

教育政策課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○手島学校人事課長 学校人事課です。

説明資料の11ページをお願いいたします。表の上段をごらんください。

教職員勤務実態把握等支援事業でございます。

これは今年度の新規事業で、事業目的は、客観的な勤務時間の把握を行うことにより、教職員の超過勤務の実態を明らかにし、適切な指導、支援につなげるとともに、教職員の超過勤務に対する意識改革を推進するものでございます。

事業内容は、1のタイムカード等の導入により、勤務時間の把握及びその結果を踏まえた働き方の指導を行うものであり、加えて、2の衛生管理者研修会の開催によりまして、市町村立学校を含む管理監督者——校長等でございますが、を対象に、社会保険労務士等による働く環境づくりに関する研修を実施するものでございます。

次に、表の下段をごらんください。

就学支援金交付等事業でございます。

事業目的は、授業料に充てるための就学支援金を支給することにより、教育に係る経済的負担の軽減を図るものでございます。

事業内容は、保護者等の収入に照らして、授業料と同額の就学支援金を交付するとともに、交付対象外の生徒の授業料について、金融機関に徴収等に関する事業を委託するものでございます。

就学支援金は、県が生徒本人にかわって受領し、生徒が納付すべき授業料と相殺いたし

ます。

学校人事課は以上でございます。よろしく
お願いいたします。

○井芹社会教育課長 社会教育課でございます。

12ページをお願いいたします。

くまもと家庭教育支援条例に基づく家庭教育
支援の推進でございます。

事業目的は、くまもと家庭教育支援条例に
基づき、子供の健やかな成長に喜びを実感で
きる熊本の実現を目指すというものです。条
例の内容について、さらに周知を進めるとと
もに、関係機関との連携協力による家庭教
育力の向上を図るものでございます。

主な事業内容ですが、4の親の学びの支援
として、親の学び講座や人材育成のための研
修会の開催のほか、幼稚園、保育所等に推進
園を設けることとしております。

続きまして、13ページをお願いいたしま
す。

地域学校協働活動推進事業でございます。

事業目的は、幅広い地域住民等の参画によ
り、地域全体で子供たちの成長を支えるとと
もに、地域を創生していく地域学校協働活動
を推進し、社会全体の教育力の向上及び地域
の活性化を図るものでございます。

主な事業内容ですが、1の県統括コーデ
ィネーターを5の教育事務所に配置し、地域と
学校の連携、協働を推進するため、市町村教
育委員会及び各学校に対し指導、助言を行う
こととしております。

4の地域学校協働活動推進費補助は、市町
村が行う地域学校協働活動を推進するための
補助を行うものでございます。

あけていただきまして14ページをお願い
いたします。

「熊本の心」活用推進事業でございます。

事業目的は、小中学校の道徳教育用郷土資
料「熊本の心」を県民全体に広げる取り組み

や県民に学びの場を提供することで、熊本の
心「助け合い 励まし合い 志高く」の普及
啓発を図ります。

事業内容ですが、熊本の心をテーマとした
作文の募集、表彰やアドバイザーを派遣する
事業、「熊本の心」県民大会の開催等ござ
います。

社会教育課は以上でございます。よろしく
お願いいたします。

○岡村文化課長 文化課でございます。

15ページをお願いいたします。

まず、被災文化財復旧情報発信事業ござ
います。

これは新規事業で、事業目的は、被災した
文化財の復旧状況や取り組み等について情報
発信し、文化財の歴史的価値や保護の必要性
を広め、文化財を次世代に継承することご
ざいます。

事業内容の1、調査記録事業は、被災文化
財の状況、文化財復旧に向けた取り組みなど
を内容とする冊子を作成し、配布する事業で
す。

2、周知広報事業は、作成した冊子を活用
し、小学校における出前授業や広く県民向け
のパネル展を開催するもので、(1)出前講座
10校、(2)パネル展3回を予定してござ
います。

16ページをお願いします。

文化財災害復旧事業でございます。

事業目的は、被災文化財の早期復旧と適切
な保存のための復旧支援でございます。

事業内容の1、指定・登録文化財に対する
補助は、従来からある補助スキームによる災
害復旧に係る国、県の補助であり、国指定文
化財9件、県指定文化財6件、国登録有形文
化財4件を予定しています。

2、民間所有者負担の軽減(指定・登録文
化財分)は、文化財保護法などに基づく各種
指定等文化財の復旧に係る民間所有者負担を

軽減するための補助であり、国指定3件、県指定4件、市町村指定16件、国登録9件を予定しています。

3、民間所有者負担の軽減(未指定歴史的建造物分)は、未指定で歴史的価値のある歴史的建造物の復旧に係る民間所有者負担を軽減するための補助で、26件を予定しています。

4、民間所有者負担の軽減(未指定動産文化財分)は、未指定で歴史的価値のある動産文化財の復旧に係る民間所有者負担を軽減するための補助で、90件を予定しています。

5、検討委員会の設置、運営は、未指定文化財に係る上記3と4の補助制度を運用するに当たり、文化財的価値の評価、認定や復旧工法の妥当性等について専門的観点から検討する委員会の設置で、歴史的建造物検討委員会、動産文化財検討委員会の運営経費について、基金で対応するものでございます。

17ページをお願いします。

上段の被災文化財保存復旧支援事業でございます。

事業目的は、被災文化財の復旧に係る公的支援制度の周知や相談窓口の設置による被災文化財復旧等支援の推進でございます。

事業内容の被災文化財復旧支援総合窓口の設置等は、被災した未指定の歴史的建造物などの所有者の困り事に対応する総合窓口を設置し、被災者の支援を行うものでございます。

主な支援内容として、(1)公的支援制度の周知と相談対応、(2)被災文化財の修復方法などの簡易相談、具体的には、アドバイザーである文化財ドクターとして建築士の派遣や概算修復費用の助言など、(3)復旧工事や修復作業を行う建築士、技術者の紹介、(4)損壊建物などからの被災文化財の救援である文化財レスキュー事業の実施でございます。

次に、下段をお願いします。

古墳館保全計画でございます。

これは新規事業で、事業目的は、築26年目になる装飾古墳館が、外壁の劣化による雨水のしみ込みや空調機の部品がないなど、更新時期を迎えていることから、改修を行い、施設設備の長寿命化を図り、入館者の安全の確保及び満足度の向上につなげるものでございます。

事業内容は、保全計画の初年度工事、本館棟外部改修、空調改修その他工事の設計委託を行うものです。

文化課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○猿渡施設課長 施設課でございます。

18ページをお願いいたします。

まず、校舎新・増改築事業でございます。

事業目的は、県立高等学校施設の安全性の確保と機能の向上のため、老朽施設の改築を行うものでございます。

まず、事業内容ですけれども、熊本工業高校実習棟改築事業を、平成30年度から31年度の2年間にわたり、第1期改築工事、それから既存駐輪場の解体をあわせて行います。

31年度の債務負担行為設定額は16億1,676万8,000円、これと合わせますと、総額21億5,000万円余りの事業となります。

次に、県立学校施設災害復旧事業です。

事業目的は、熊本地震で被害が特に大きゅうございました、熊本高校及び第二高校等の復旧を行うものです。

事業内容は、1の熊本高校の改修工事としまして、管理棟及び特別教室棟ほか改修工事及び仮設校舎のリースを行います。

2の第二高校の改築工事としまして、管理棟ほか改築工事と仮設校舎のリースを行います。

3の松橋高校校長宿舎復旧工事は、平成29年度から、さきに土木部が宿舎周辺の急傾斜復旧工事を行っております。その後、この校長宿舎の復旧工事を行うものです。

19ページをお願いいたします。

実習船熊本丸代船建造事業です。

事業目的は、天草拓心高等学校の実習船熊本丸、これが老朽化していることから、新しい船の建造を行うものでございます。なお、現在の熊本丸は、新しい船の竣工後、売却する予定でございます。

事業内容は、基本設計をもとに、平成29年度から30年度、今年度の2カ年で行っているところでございます。平成30年度分としましては、全工事費の7割分の建造を行う予定でございます。総工費は、29年度、30年度合わせまして約22億1,000万円余りでございます。

続きまして、長寿命化プラン策定事業でございます。

これは新規事業で、事業目的は、総務部財産経営課が策定しました、熊本県公共施設等総合管理計画における学校施設の個別施設計画の策定により、教育環境の確保とともに、効率的、効果的な老朽施設の改修による中長期的なトータルコストの削減、予算の平準化を図るものでございます。

事業内容は、学校施設の現状と分析結果、最適な施設保有量、施設整備水準、長寿命化の方法及び実施計画等々を策定するための業務委託を、2年間にわたり行います。

庁内検討体制としまして、平成29年度に立ち上げました、関係課で構成しておりますプロジェクトチームで検討しております。

これも31年度の債務負担行為設定額がありまして、983万円、これと合わせますと、2,400万円余りの事業でございます。

施設課は以上です。よろしくをお願いいたします。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

20ページをお願いします。

熊本県育英資金貸与事業でございます。

事業目的は、勉学の意欲がありながら、経済的理由により修学困難な学生、生徒に対し、育英資金を貸与して教育の機会均等を図り、将来、社会に貢献し得る人材を育成するものです。

事業内容は、1のとおり、育英資金の貸与や、2の未収金対策に取り組みます。

同じく、20ページの下段をお願いします。

大学等進学のための応援奨学金です。

これは新規事業で、事業目的は、経済的理由により進学を断念することがないように、低所得者世帯の高校生等の大学進学に係る経済的負担の軽減を図るものです。

事業内容は、大学及び短期大学入学時に、30万円を限度に、一時金として受験料及び入学金相当額を給付するものです。

21ページをお願いします。

スーパーサイエンスハイスクール推進事業です。

事業目的は、大学や研究機関などの先進的な科学技術を有する機関と指定校との連携を図るとともに、高度な理科・数学教育を通して、生徒の科学的能力や科学的思考力等を培い、将来の国際的な科学技術関係人材の育成を行うものです。現在、第二高校、熊本北高校、宇土中学校・宇土高校、天草高校が指定を受けております。

次に、スーパーグローバルハイスクール推進事業です。

事業の目的は、国際化を進める国内外の大学や企業、国際機関等と指定校との連携を図り、先進的な外国語活動や人文科学・社会分野の課題研究を通じて、グローバルな人材育成に取り組むものです。現在、済々黌高校、水俣高校が指定を受けております。

次に、スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール事業です。

事業目的は、社会の変化や産業の動向等に対応した高度な知識、技能を身につけ、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成す

るものです。現在、南稜高校が指定を受け、本年度より、熊本工業高校が新規に指定を受けております。

なお、これらの3つの事業は、全て文部科学省の指定校事業であり、全額国庫で実施しております。

次に、22ページをお願いします。

高校生キャリアサポート事業です。

事業目的は、県立高校にキャリアサポーターを配置し、求人開拓や進路相談等による高校生への就職支援を行い、講話や情報提供を通して教員の資質向上を図ります。

事業内容は、1のとおり、キャリアサポーター10人を県立高校24校に配置し、就職支援、早期離職防止等の支援、教員の資質向上を行います。

さらに、2のとおり、しごとコーディネーターを工業系高校10校に配置し、工業系高校生の県内就職支援のための求人開拓や就職相談等を行います。

同じく、22ページの下段をお願いします。

専門高校生による海外インターンシップ事業です。

事業目的は、本県の産業界の発展に寄与するため、国際的な感覚と広い視野を持つグローバルな人材を育成するものです。

事業内容は、本県企業等の海外進出先でのインターンシップ、企業視察、現地高校生との交流活動を行うものです。

次に、23ページをお願いします。

熊本を支える産業人材育成事業です。

これは新規事業で、事業目的は、専門高校において、熊本地震からの創造的な復興を支える産業人材の育成、確保を推進し、若者の地元定着を促進するものです。

事業内容は、1の県内企業の理解促進として、専門高校の生徒及び保護者を対象とした県内の企業訪問や、2の専門高校生のインターンシップ充実として、各専門学科の学びに直結する県内企業でのインターンシップの実

施、さらに、3の専門高校のプロジェクト学習支援として、企業や地域社会と協働した商品開発、企画提案等の活動に対する支援を行います。

次に、24ページをお願いします。

県立学校いじめ・不登校等対策事業です。

事業目的は、悩みを抱える生徒や保護者、教員等に対し、専門的知識に基づいたカウンセリングやソーシャルワークを実施し、いじめや不登校等の生徒指導上の諸問題の積極的予防及び解消を図るものです。

事業内容は、1のスクールカウンセラーの配置として、全ての県立高校53校に配置し、生徒、保護者や教員等への相談、助言、指導等を行うことにより、いじめや不登校等の課題解決を図ります。

次に、2のスクールソーシャルワーカーの配置として、県内の5つの拠点校、湧心館高校、鹿本商工高校、八代工業高校、南稜高校、天草拓心高校にスクールソーシャルワーカーを配置して、学校、家庭、関係機関との連携を図り、各関係者が協働しながら子供を取り巻く環境等を改善するとともに、本人の課題に対処する力を高めるためのシステムの構築を図ります。

次に、25ページをお願いします。

県立中・高等学校スクールカウンセラー等活用事業です。

事業目的は、熊本地震に伴う県立学校の心のケアが必要な児童生徒に対し、継続した支援ができる体制を整備するものです。

事業内容は、さきに御説明しました県立学校いじめ・不登校等対策事業とは別枠の予算で実施している事業でございます。県内の中学校、高等学校、特別支援学校に、スクールカウンセラー等の配置、派遣を行うものです。

同じく、25ページの下段をお願いします。

次に、ネットいじめ等早期対応推進事業です。

これは新規事業で、事業目的は、進展するネット社会における生徒指導上の諸問題、主にSNS上でのいじめ等への対策として、通報窓口アプリを全県立高等学校及び中学校に導入し、ネットいじめやネットトラブルに対する学校の取り組みを支援します。

事業内容は、1の通報窓口アプリの導入のとおり、専門業者に委託し、生徒のスマートフォンアプリから、いじめに係る通報を受け体制を整備します。

次に、2の連絡会議の開催のとおり、運用開始後の課題解決や有用性向上のために、年2回連絡会議を開催します。

26ページをお願いします。

最後に、県立高等学校教育整備推進事業等です。

高校再編関係の事業につきましては、複数の事業予算に分かれておりますので、このようにまとめて記載をしております。

事業目的は、著しい少子化と県立高校の小規模化が進む中、高校段階で求められる教育環境を確保するため、平成19年度に策定した県立高等学校再編整備等基本計画や当計画の実施計画（前期、中期、後期）に基づき、再編整備を推進するものです。

また、熊本地震により通学困難となった阿蘇地域の生徒の通学手段を確保します。

事業内容は、まず、1の新設高校の施設整備として、南稜高校の食品科学科実習棟工事、旧水俣高校の校舎解体を行います。

次に、2のとおり、前期、中期、後期の再編整備に伴う新設高校の円滑な学校運営等を推進します。具体的には、通学支援の実施、跡地の利活用検討等を行ってまいります。

最後に、3の熊本地震に伴う通学支援として、阿蘇地域の高校生等のため、通学支援バス等の運行補助を実施します。

高校教育課は以上です。よろしく申し上げます。

○高本義務教育課長 義務教育課でございます。

27ページの上段をお願いします。

学力向上対策事業です。

事業目的は、平成29年3月に告示された新学習指導要領の趣旨、内容を踏まえ、今後の教育指導のあり方について、方針等を示していくための協議の場を設置するとともに、教師の指導方法の工夫改善を推進するため、校長会議や県独自の学力調査を実施し、本県の子供たちの学力向上を図るものでございます。

事業内容は、1、大学教授、市町村教育長代表及び有識者等から成る「熊本の学び」総合構想会議の設置、2、熊本の教育推進会議（校長会議）の実施及び3、熊本県学力調査（ゆうチャレンジ）等の開発、実施でございます。

次に、下段をお願いします。

「生きる力」を育む教育推進事業です。

事業目的は、新学習指導要領の趣旨、内容について周知徹底を図るとともに、新学習指導要領で示された主体的、対話的で深い学びやカリキュラム・マネジメントに関する研究を行う学校を指定し、研究成果の県内への普及を図るものでございます。

事業内容は、1、新学習指導要領全面実施に向けた研究協議会の実施及び2、「熊本の学び」研究推進校の指定でございます。

次に、28ページ上段をお願いします。

道徳教育総合支援事業です。

事業目的は、平成29年度に作成、配付した平成28年熊本地震関連教材「つなぐ～熊本の明日へ～」及び本県独自の道徳教育用郷土資料「熊本の心」の効果的な活用、また、道徳教育の充実に向けて、各小中学校における道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実と教師の指導力向上を図るものでございます。

事業内容は、1、平成28年熊本地震関連教

材映像資料DVDの作成、配付、2、「熊本の心」広報テレビ番組の制作、放送及び収録DVDの作成、配付及び3、各種研修の実施でございます。

次に、下段をお願いします。

日本一の環境教育「水俣に学ぶ肥後っ子」推進事業です。

事業目的は、水俣病についての正しい理解を図り、環境保全活動や環境問題の解決に意欲的にかかわろうとする態度や能力を育成するため、県内全ての公立小学校5年生を水俣に派遣できるよう、市町村の事業を支援するものでございます。

事業内容は、1、水俣に学ぶ肥後っ子教室の実施で、水俣への交通費の補助でございます。

次に、29ページをお願いします。

英語教育改革推進事業です。

事業目的は、外部専門機関と連携し、継続的な研修を実施し、小学校教員及び中学校英語教員の英語力、指導力の向上を図るとともに、本県の小中学生の英語力向上及び中学生の外部検定試験へのチャレンジを総合的に支援するものでございます。

事業内容は、1、小中学校教員を対象とした英語指導力向上に係る各種研修の実施、2、県内全ての小学校を巡回し、指導、助言等を行うアドバイザーの派遣及び3、中学生の外部検定試験へのチャレンジを応援するメッセージやスピーキングテスト対応教材等の作成、配付でございます。

次に、30ページをお願いします。

外部専門家による学校支援充実事業です。

事業目的は、いじめや不登校等の問題行動の未然防止及び解消を図るため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び学校支援アドバイザーを学校や教育事務所等に配置し、児童生徒等に対する教育相談体制や関係機関とも連携して対応できる組織対応体制を充実させるものです。

事業内容は、1、スクールカウンセラー活用事業、2、スクールソーシャルワーカー活用事業及び学校支援アドバイザー配置事業でございます。

次に、31ページ上段をお願いします。

小・中学校スクールカウンセラー等派遣事業でございます。

事業目的は、平成28年熊本地震発生に伴い、心のケアが必要な児童生徒等への支援が必要であるため、スクールカウンセラーの配置等を充実させ、専門的な知見、技能等を活用し、児童生徒等の実態に応じた対策を講じて、児童生徒の震災前の生活への復帰を支援するものです。

事業内容は、1、熊本地震スクールカウンセラー等派遣事業と、2、スクールソーシャルワーカー活用事業でございます。

次に、下段をお願いします。

子どもたちによるいじめ防止推進事業でございます。

事業目的は、子供たちみずからが考えた主体的な取り組みや学校、家庭、地域が連携した支援体制の充実により、いじめを許さない環境づくりを推進する事業を市町村に委託し、実践的な研究を行い、学校教育における重要な課題の一つであるいじめの未然防止及びその解消を図るものです。

事業内容は、1、県連絡協議会の開催、2、市町村への委託と小中学校への研究指定及び3、研究指定校の全国いじめ問題子供サミット参加でございます。

義務教育課は以上です。よろしく願いいたします。

○藤田特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

資料32ページをお願いいたします。

特別支援教育総合推進事業です。

事業目的は、学校、福祉、医療等の関係機関の連携のもと、障害のある幼児、児童生徒

への支援に係る体制整備、教員の専門性向上、障害の理解啓発のための取り組み等を通じ、特別支援教育の総合的な推進を図るものでございます。

事業内容は、1の体制整備の推進のための諸会議や、2の教員の専門性の向上及び障害の理解啓発のための特別支援教育基礎講座等を実施します。

次に、33ページをお願いします。

発達障がい等支援事業です。

事業目的は、発達障害のある幼児、児童生徒の急増に伴い、幼稚園、小中学校、高等学校における支援体制の充実や教員の専門性の向上を図るものです。

主な事業内容は、5の特別支援教育指導力向上研修で、これは、小中学校の通常の学級及び高等学校の教員に対する発達障害に関する基礎的・基本的内容の講義や、個別の教育支援計画の作成演習を取り入れた実践的な研修を実施するものです。

また、7の高等学校における通級による指導の実施ですが、通級による指導とは、通常の授業を受けながら、週に1回程度障害に応じた指導を行うもので、今年度から、湧心館高校、松橋高校、菊池農業高校の3校で開始するものです。

次に、34ページの上段をお願いいたします。

特別支援教育充実事業です。

事業目的は、特別支援学校教員の専門性向上及びセンター的機能の充実、推進等を図るものです。

主な事業内容は、2の特別支援学校職業教育充実事業で、特別支援学校の職業教育をさらに推進するために、就労に係る関係機関との連携強化を図り、就労支援の充実及び清掃の技能検定を実施します。

また、6の県立特別支援学校整備計画の策定で、これは、外部有識者を含めた検討委員会を設置し、県内全域の整備計画を策定する

ものでございます。

次に、下段の特別支援学校キャリアサポート事業です。

事業目的は、特別支援学校3校にキャリアサポーターを配置し、就職支援を行うとともに、就職後の早期離職防止を図るものです。ひのくに高等支援学校、熊本支援学校、松橋支援学校に配置します。

事業内容は、1の求人動向と生徒の希望を整理した上での求人開拓、2の就職選択等に関する生徒及び保護者の相談並びに生徒への就職指導、3の就職後の継続支援・指導等でございます。

次に、35ページをお願いします。

ほほえみスクールライフ支援事業です。

事業目的は、特別支援学校に看護師を配置し、医療的ケアを行うなど、医療的ケアが必要な児童生徒の安全安心な学習環境整備と保護者の負担軽減を図るものでございます。

事業内容は、1の医療的ケアとして、委託契約した医療機関から、特別支援学校7校に20人の看護師を配置して、医療的ケアを実施します。

次に、2の人工呼吸器看護師等派遣補助として、人工呼吸器を装着している児童生徒に付き添う保護者の負担軽減のため、学校に看護師を派遣する医療機関等に対して補助を行ってまいります。

次に、36ページをお願いします。

特別支援教育環境整備事業です。

事業目的は、県立特別支援学校整備計画に基づき、熊本市及び周辺における特別支援学校高等部への入学を希望する生徒の増加に対応するため、熊本はばたき高等支援学校等の整備推進を図ります。

また、熊本市及び県南に居住する高等部への入学を希望する生徒の受け入れや軽度知的障害のある生徒のニーズに対応するため、県南高等支援学校の整備推進を図ります。

さらに、特別支援学校がない鹿本地区にお

いて、地域で学ぶ場の確保を図るため、鹿本支援学校の整備に着手します。

事業内容は、1の熊本はばたき高等支援学校の校舎並びに同一敷地にある盲学校及び熊本聾学校の寄宿舎、調理場等の整備に向けた工事や、2の県南高等支援学校の整備に向けた設計、工事、3の鹿本支援学校の整備に向けた基本構想策定を行います。

特別支援教育課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○徳永人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。

37ページをお願いします。

各種人権教育研修事業でございます。

事業目的は、人権教育推進に中心にかかわる各学校の管理職や人権教育主任等を対象として、同和問題を初めとするさまざまな人権問題についての認識を深め、実践的な指導力の向上を図るために研修を実施するものがございます。

主な事業内容ですが、1の学校人権教育推進事業は、校長や人権教育主任を対象に研修を実施するものです。2の人権教育フォーラムは、山鹿市及び各教育事務所管内10カ所で実施をするものです。3の教育庁職員人権問題研修会は、全ての教育庁職員を対象に実施をするものです。最後、4の若手教職員のための菊池恵楓園現地研修は、若手教職員を対象に、菊池恵楓園で実施をするものです。

人権同和教育課は以上です。よろしくお願いたします。

○西村体育保健課長 体育保健課でございます。

資料38ページ上段をお願いします。

県営体育施設管理運営費です。

事業目的は、県営体育施設に指定管理者制度を導入し、利用者の視点に立った効果的、効率的な管理運営、満足度の高いサービスの

提供及び財政負担の軽減等を図るものです。

事業内容は、指定管理者が、施設及び設備を提供する業務等を実施するものです。

次に、下段の県営体育施設整備事業です。

事業目的は、利用者の安全確保のための計画的な改修や利用者の利便性向上等のための機能追加を行うものです。

事業内容は、計画的な改修として、県立総合体育館の受変電設備更新工事等を実施するものです。

次に、39ページ上段をお願いします。

部活動指導員配置事業です。

これは新規事業で、事業目的は、公立中学校における部活動指導員の配置を推進し、教員の働き方改革を進めるとともに、適切な部活動の運営と指導を推進するものです。

事業内容は、部活動指導員を県立中学校に最大3人、市町村立中学校に最大40人配置するとともに、指導員を対象とした研修会等を実施するものです。

次に、下段の2020東京オリンピック選手育成事業です。

事業目的は、2020年の東京オリンピックに出場可能性のある県関係選手を集中的に育成、強化し、本県のスポーツ振興を図るものです。

事業内容は、オリンピックに出場可能性のある県関係選手の育成、強化を行う各競技団体へ事業費の助成を実施するものです。

次に、40ページ上段をお願いします。

児童生徒のスポーツ環境整備事業です。

事業目的は、小学校の運動部活動の社会体育移行等を推進し、児童生徒にとって安心、安定したスポーツ環境を確保するものです。

事業内容は、市町村が実施するスポーツ環境整備会議等に対する支援等を実施するものです。

次に、下段の県立学校における健康診断です。

事業目的は、県立学校の児童生徒や職員の

健康の保持増進を図るとともに、経済的に就学困難な児童生徒の医療費援助等を行うものです。

事業内容は、県立学校の児童生徒や職員の健康診断等を実施するものです。

次に、41ページ上段をお願いします。

防災教育推進事業です。

事業目的は、平成29年度に作成しました、学校防災教育指導の手引の活用等により、本県の防災教育のさらなる充実を図るものです。

事業内容は、防災教育研修会の開催等を実施するものです。

次に、下段の平成31年度全国高等学校総合体育大会開催準備経費です。

事業目的は、全国高校総合体育大会が平成31年度に南部九州ブロックで開催されるため、本年度に県実行委員会を組織し、安全で円滑な大会の開催を図るものです。

事業内容は、県実行委員会の諸活動に要する経費の負担、開催自治体への高校教員の派遣、競技用具の整備等を実施するものです。

体育保健課は以上です。よろしく願いいたします。

○高木健次委員長 続いて、警察本部から説明をお願いします。

初めに、小山警察本部長。

○小山警察本部長 本部長の小山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、委員の皆様方には、平素から警察行政の各般にわたり、深い御理解と温かい御支援をいただいておりますことに対しまして、まずもって心からお礼を申し上げます。

また、高木委員長におかれましては、大変お忙しい中、さきの県警察学校の入校式に御臨席いただきまして、まことにありがとうございます。重ねてお礼を申し上げます。

本日は、本年度初めての委員会でございま

すので、私からは、治安対策の推進状況と今後の県警察の基本的な取り組みについて、その概略を説明させていただきます。

なお、各部門の業務概況及び主要事業につきましては、後ほど担当部長から説明させていただきます。

県警察では、平成16年以降、治安再生の歩みを確実にするための活動計画を策定、公表し、県民等と連携、協働した各種取り組みを進めてまいりました。その結果、近年、刑法犯認知件数や交通事故死傷者数が減少傾向で推移するとともに、平成29年夏に実施した体感治安に関する県民の意識調査で、約9割が居住地における良好な治安を体感するなど、県内の体感治安は着実に改善しつつあります。

しかしながら、児童虐待、DV、ストーカー等の人身の安全を早急に確保する必要が認められる事案や、振り込め詐欺等が依然として高い水準で推移するとともに、コミュニティーサイト等の利用に起因する少年の性被害の増加を初めとしたサイバー空間における脅威が深刻化するなど、新たな治安上の課題も見られるところであります。

また、被災者の住まいの再建など、創造的復興に向けた取り組みが加速する一方、いまだに多くの被災者の方が仮住まいを余儀なくされる中、引き続き、被災者に寄り添った警察活動を推進するほか、創造的復興に伴う治安上の課題にも対応していく必要があります。

このため、県警察では、計画期間を2年間とする「安全・安心くまもと」実現計画2018を新たに策定し、子供、女性、高齢者の安全と安心の確保、創造的復興を支える警察活動の推進の2点を重点課題と位置づけ、27の推進施策を実施しているところであります。

震災後にきずなを育んだ「支え合おう熊本・いま心ひとつに」の合い言葉のもと、県警察では、引き続き関係機関、団体や県民と

一体となりながら、この活動計画で掲げた取り組みの推進を通じて、安全で安心して暮らせる熊本の実現を目指してまいります。

委員の皆様方には、多方面にわたる御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、私の説明とさせていただきます。

○志賀警務部長 警務部でございます。

私からは、お手元の警察本部の説明資料に沿いまして、県警察の概要と警務部の主な業務について御説明いたします。

資料の2ページ目をごらんください。

まず、第1の熊本県警察の組織についてでございますけれども、公安委員会、県警察の組織につきましては、1番と2番に記載のとおりでございます。

なお、本年4月1日、熊本北合志警察署を新設しまして運用開始しておりますけれども、新たな警察署の設置は47年ぶりということになっております。

3ページ目をごらんください。

3番の項目に、職員の条例定数について書いてございます。

県議会議員の皆様方の御理解と御支援によりまして、本県では、平成14年度から平成29年度にかけて、合計332人の警察官が増員されております。現在、警察官、一般職員合わせて3,528人となっております。

しかしながら、4番目に記載しておりますとおり、本県における警察官1人当たりの負担人口は591人というふうになっておりまして、非常に高く、増員がなされたとはいっても、九州では最も高い負担ということになっております。

4ページ目をお願いします。

5番目の項目に、職員の年齢構成について書いてございます。

20代から30代の比率が高く、全体の約6割を占めているという状況でございます。

5ページ目をお願いします。

第3の「安全・安心くまもと」実現計画2018についてでございますけれども、これは治安の確保に向けた県警察の活動計画として策定、公表しているものでございまして、先ほど本部長から御説明がありましたとおり、子供、女性、高齢者の安全と安心の確保、それから創造的復興を支える警察活動の推進の2点を重点課題として掲げております。

県警察では、本計画に基づきまして、引き続き、県民の皆様と連携、協働しながら、安全で安心して暮らせる熊本の実現を図ってまいりますと考えております。

6ページ目をお願いします。

第4の警察予算についてでございます。

本年度の当初予算額につきましては、383億2,000万円余で、その約79%を人件費が占めております。また、県予算に占める割合につきましては、4.6%というふうになっております。

第5の警察署の再編について御説明いたします。

昨年4月1日に、氷川警察署を八代警察署に統合いたしまして、氷川機動センターの運用を開始しております。そのほか、記載のとおりでございます。

7ページ目をお願いします。

第6の警察施設の現状についてでございます。

耐用年数を超過した警察施設は約36%に上っておりまして、厳しい財政状況ではありますけれども、警察施設の整備について、的確に対処していかなければならないというふうに考えております。

また、熊本地震によりまして、67の警察施設が被害を受けておりますけれども、平成31年に完成する予定の警察学校武道場を除きまして、本年6月までに全ての復旧工事が完了する予定というふうになっております。

次に、第7の優秀な人材の確保について御説明いたします。

県警察では、警察官採用試験制度を随時見直ししております、多様かつ優秀な人材の採用に努めているほか、学生のニーズに合わせたイベントを開催するなど、効果的な募集広報活動を推進しております。

8ページ目をお願いします。

2番目の項目に、退職警察官等について書いてございますけれども、再任用や非常勤職員として再雇用しながら、ベテランの知識、技能を第一線の活動や若手警察官への技能伝承に活用しております。

3番目に、女性の活躍推進について書いてございますけれども、県警察では、女性活躍と次世代育成支援のためのアクションプランというものを策定いたしまして、その中で、平成33年4月1日時点で全警察官に占める女性警察官の割合を9%に引き上げるといった目標を掲げております。さらに、平成35年4月1日時点で10%に引き上げる予定となっております。今後も、女性警察官の採用、登用の拡大を計画的に進めてまいります予定でございます。

ページが飛びまして、11ページをごらんいただけますでしょうか。

第8の県民への情報発信について御説明いたします。

広報誌「熊本のまもり」を発行しているほか、インターネットの活用、マスコミとの連携、県警音楽隊の演奏活動を通じまして、安全、安心に寄与する情報発信を行っているところでございます。

また、熊本県個人情報保護条例等に基づきまして、開示請求に的確に対応しているなど、県民の知る権利にも配慮した取り組みを推進しているところでございます。

12ページをお願いします。

第9の犯罪被害者支援の充実強化についてでございます。

平成27年6月から、性暴力被害者のためのワンストップ支援事業の運用を開始しており

まして、サポートセンター、ゆあさいどくまもとを24時間体制で運用しております。今後も、性暴力被害者への総合的な支援を行ってまいります予定でございます。

続きまして、第10の警察安全相談業務の推進についてでございます。

相談受理件数につきましては、記載のとおり、年々増加傾向にございます。県警察では、住民から寄せられた相談を一元的に管理するとともに、システムを活用して情報を集約、共有して組織的な対応を強化しながら、県民の立場に立った対応に努めてまいります所存でございます。

13ページをお願いします。

第11の留置施設についてでございます。

現在は、熊本東警察署庁舎内にある警察本部直轄の留置施設と、それから新設されました熊本北合志警察署を含め、9つの警察署の合計10カ所におきまして、被疑者を留置しております。

今後も、被疑者の人権に配慮した適正処遇を行うとともに、留置事故の絶無に努めてまいります予定でございます。

14ページをお願いします。

第12の警察学校における採用時教養についてでございます。

警察学校では、厳しい中でも愛情ある指導によりまして、強く、正しく、良識ある警察職員の育成に努めているところでございます。

現在、本年4月1日に入校した初任科生98人が、学校生活を送りながら、警察職員として必要な基礎的知識の習得、それから、体力、気力の充実に励んでおるところでございます。

私からの説明は以上でございますけれども、お手元に「安全・安心くまもと」実現計画2018と、それから、広報冊子である「熊本のまもり」でございますけれども、お配りしてございます。後ほどごらんいただけました

ら幸いです。

警務部からは以上でございます。

○林生活安全部長 生活安全部でございます。

生活安全部からは、8項目について御説明を差し上げたいと思います。

15ページをごらんください。

第1の犯罪の起きにくい社会づくりの推進でございます。

そのグラフにありますとおり、昨年の県下の刑法犯の認知件数は8,288件と、平成16年以降、14年連続で減少しております。本年も、犯罪の起きにくい環境づくりを推進するため、地域社会における防犯カメラ等の設置促進を図るとともに、防犯ボランティアの育成、支援を推進してまいります。

次に、16ページをごらんください。

ただいま申し上げたように、数値上の治安は一定の成果が見られる一方で、振り込め詐欺等については、昨年、被害額は減少したものの、認知件数と相談件数にあっては大幅に増加いたしました。

このため、17ページに記載しておりますように、一人でも多くの県民の被害を防げるよう、交通部と一体となって取り組んでおります。県内の高齢者を対象とした通称ひまわり隊による個別訪問や金融機関と連携した声かけ訓練等の継続など、関係機関、団体の協力をいただきながら被害防止活動等を推進してまいります。

次に、第2の人身安全関連事案対策でございます。

資料は18ページでございます。

そこにありますとおり、ストーカー及びDV事案の認知件数は減少傾向にあります。しかしながら、この種事案は、事案認知後の初期的対応のいかんにより重大事案へと発展する可能性がありますし、逆に被害の拡大を最小限に食いとどめることも可能であります。

このため、認知の段階から対処に至るまで、組織的に対応することが極めて重要であります。

本県では、重大事案の未然防止の徹底を図るため、19ページにありますように、24時間体制で専門的に対処する初期的事案対処チームを警察本部内に設置し、警察署と連携して事案の認知段階から被害者の安全確認を最優先に対処し、積極的に加害者に対して事情聴取や警告を実施するなど、緊張感とスピード感のある対応を行っているところでございます。

次に、20ページをごらんください。

子供、女性を対象とした性犯罪、声かけ等の届け出件数は高水準で推移しており、予断を許さない状況でございます。特に、子供を対象とした性犯罪の発生は、子供の心身に深い傷を残すばかりか、地域住民を不安に陥れるなど、社会に及ぼす影響が極めて大きいものがございます。

このため、その前兆となる声かけやつきまとい等の事案を認知した時点で、専従の対策係員を一定期間、しかも集中的かつ速やかに投入をし、犯行が予想される現場周辺での警戒活動を行うとともに、行為者と認められる者に対しては積極的に指導、警告を行うなど、先制・予防的活動を徹底しております。

次に、第3の少年の健全育成活動の推進でございます。

資料は22ページをごらんください。

そのグラフのとおり、本県の刑法犯少年は減少傾向にありますが、4人に1人が再非行に走っているほか、刑法犯少年に占める14歳未満の少年の割合が、平成25年以降増加傾向にあり、少年非行が低年齢化しているなど、憂慮すべき事態となっているところでございます。

また、福祉犯罪の検挙人員、いじめ相談の受理件数、児童虐待事案として県警から児童相談所に対する通告数などのいずれもが前年

より増加するなど、少年を取り巻く環境は依然として厳しい状況でございます。

そこで、23ページの2に重点事項として書いておりますけれども、インターネットに関する対策や関係機関、団体等と連携するなどして、子供の非行防止対策と保護対策を推進してまいります。

次に、第4の生活環境犯罪の検挙状況等でございます。

資料の25ページに生活経済事犯、26ページに環境事犯、27ページに風俗事犯、そして28ページに秩序・諸法令違反事犯と、それぞれについて検挙状況及び主な検挙事例を御紹介しております。

この中で、環境事犯の中に、昨年、熊本地震による被災住宅の公費解体を請け負った業者が、解体廃材等を阿蘇の原野に不法投棄した事件を検挙した旨記載をしております。この事件につきましては、報道もされたところでございます。

生活環境犯罪は、県民の暮らしの安全に大きく影響するものでありますので、引き続き、その未然防止と摘発に向け取り組んでまいります。

次に、第5のサイバー犯罪の検挙状況等でございます。

資料は30ページをごらんください。

資料にありますとおり、サイバー犯罪の検挙件数及び相談件数は前年より増加しており、今後もサイバーパトロールを初めとする各種活動を徹底していく必要があります。

昨年、発売前の人気漫画を国内向けにネットで公開したという著作権法違反事件の検挙がマスコミで大きく報道されましたが、検挙のきっかけは、このサイバーパトロールによるものであり、今後も、サイバー犯罪及びネット空間に氾濫する違法・有害情報から県民を守るために、その摘発に向けて取り組んでまいります。

次に、第6の地域警察活動でございます。

資料は32ページをごらんください。

資料にありますとおり、全警察官の約30%を地域警察官が占めており、交番やパトカーで24時間体制で警察事象全般に即応する活動を担っております。

今後も引き続き、制服やパトカーによるいわゆる見せる活動を強化するとともに、県民の最も身近な存在として、県民の皆さんの要望を反映した活動を行ってまいります。

次に、第7の通信指令業務でございます。

資料は34ページでございます。

そこに110番受理状況を示しております。

通信指令課に設置されている110番センターでは、通信指令システムを活用して、年間約12万件、1日当たり約330件を超える110番を受理しております。その内容に基づき、パトカー等への指令を行っているところです。

これら活動のかなめでもあるシステムは、老朽化に伴い機器の更新や機能向上のための充実強化が必要不可欠であり、将来的には新たな通信指令システムと統合型地図情報システム(G I S)との連携を予定しているところであります。

また、通信指令課は航空隊を所管しておりまして、現在、ヘリコプター1機を保有しております。

同航空隊は、防災消防航空センターとともに、昨年11月から、熊本県総合防災航空センターでの運用を開始しております。

最後に、熊本復旧・復興4カ年戦略に基づく警察活動の強化についてでございます。

資料は37ページでございます。

震災の発生から2年が過ぎましたが、いまだに多くの被災者が仮設住宅等で不自由な生活を余儀なくされていることを踏まえ、資料に示しておりますとおり、本年も、被災地防犯アドバイザーやひまわり隊、さらには関係機関との連携によりまして、被災地における犯罪抑止対策及び教育環境の回復への支援を推進してまいります。

生活安全部からの説明は以上でございます。

○甲斐刑事部長 刑事部です。

刑事部の業務概況について御説明をいたします。

資料39ページをお願いいたします。

資料に掲げます、県民の皆様が著しく不安を感じられる殺人、強盗等の7罪種を重要犯罪と呼んでおり、昨年中は114件を認知し、95件を検挙、検挙率は83.3%となっております。

次に、資料41ページをお願いします。

身体被害のおそれのある形態で行われる侵入盗などを重要窃盗犯と呼んでおり、昨年中は598件を認知し、444件を検挙、検挙率は74.2%となっております。

本年も引き続き、県民生活に不安を与える重要犯罪や県民の皆様的身近で発生する重要窃盗犯を確実に検挙をし、体感治安の向上に努めてまいります。

次に、資料43ページをお願いいたします。

知能犯事件につきましては、昨年は、衆議院議員総選挙における違反取り締まりにおいて、現金買収事件を検挙しております。

振り込め詐欺等事件につきましては、昨年は、検挙件数、検挙人員は減少しておりますが、犯罪を助長する通帳詐欺や携帯電話端末詐欺などの助長犯罪は、検挙件数、検挙人員ともに増加をしております。

振り込め詐欺等事件につきましては、今後とも増加するおそれがありますので、他部門と連携をし、被害の未然防止対策を展開するとともに、1件でも多くの事件を検挙できるように取り組んでまいります。

次に、資料45ページをお願いします。

組織犯罪対策の推進についてであります。県内の暴力団は24組織、構成員は約540人を把握しております。構成は、六代目山口組系、神戸山口組系、道仁会系の3団体が全

体の7割以上を占めております。

平成28年の山口組の分裂に伴い、本県では、本部長を長とします六代目山口組・神戸山口組対立抗争集中取締本部を立ち上げ、取り締まりを徹底する一方で、暴力団事務所、学校、繁華街等の警戒活動に取り組み、県民の安全確保に努めております。

次に、資料48ページをお願いします。

暴力団排除対策につきましては、公安委員会の標章を掲示した店舗に立ち入った暴力団員に対する立ち入り中止命令など、熊本県暴力団排除条例を活用した対策を講じております。

次に、資料50ページをお願いします。

薬物事犯につきましては、覚醒剤事犯の検挙人員は129人で、暴力団幹部らによる覚醒剤密売事件などを検挙しております。

本年度も、暴力団に対する取り締まりを強化して、対立抗争事件を封圧するとともに、蔓延する薬物事犯の徹底検挙に努めてまいります。

次に、資料52ページをお願いいたします。

来日外国人犯罪につきましては、検挙件数、検挙人員ともに増加をしております。

外国人犯罪対策として、国際スポーツ大会の開催など、来日外国人が事件当事者となる事案の増加が見込まれますことから、対応能力の強化を図るための事業の一環として、海外語学研修や通訳体制の充実強化を進めてまいります。

次に、資料54ページをごらんください。

2の捜査手法、取り調べの高度化プログラムでは、平成31年6月には、裁判員裁判対象事件の被疑者取り調べの全過程録音、録画が開始されることとなります。これに的確に対応するため、ハード面の整備として、本年度は、移動設置ができる録音、録画装置を6台、設置型の録音、録画装置を取調室20室に追加整備する予定であります。

以上、刑事部といたしましては、事件を検

挙することで県民の皆様の治安に対する不安感を払拭し、より安全、安心が実感できるよう取り組んでまいります。

刑事部からは以上です。

○古庄交通部長 交通部でございます。

資料58ページをごらんください。

まずは、第1、交通事故等の現状についてでございます。

(1)のグラフは、過去5年間の推移をあらわしたものです。

平成29年中の交通事故の発生件数は5,786件で、11年連続、負傷者数は7,369人で、13年連続減少しているものの、死者数は、昭和28年以降の64年間で最少でありました平成28年から、6人増加して73人となりました。

(2)の死亡事故の特徴は、年齢層別では、高齢者が44人で全体の60%以上を占めており、状態別では、歩行中が35人で最も多く、全体の約半数を占めております。

次に、59ページをごらんください。

(3)のグラフは、過去5年間の高齢死者数の推移を示したものです。

歩行中の死者26人中22人は75歳以上で、高齢者死者数の44人の5割、全死者数73人の3割を占めております。

資料60ページをごらんください。

次に、第2、総合的な交通事故防止対策についてでございます。

まず、1の交通部の重点推進施策についてでございます。

「安全・安心くまもと」実現計画2018に基づき、交通の安全と円滑を実現するため、高齢者、子供の交通事故防止、悪質・危険運転者の排除など、5つの推進施策を掲げ、取り組んでおります。

次に、60ページをごらんください。

2の推進事項です。

(1)の高齢者と子供の交通事故防止対策の推進についてでございます。

アの「まち」と「ひと」を守る声かけ安心実現事業の推進は、非常勤職員(警察OB)6人と委託職員18人の24人体制で県警ひまわり隊を結成しまして、県内一円において、個別訪問活動、街頭指導、警戒活動等を行っております。

この事業は、高齢者や女性、子供を主な対象に、交通事故防止活動と特殊詐欺の被害防止活動を融合させた総合的な安全対策を図るものでございます。

また、熊本地震の発生直後は、避難所等におけるパトロール、声かけ活動などを行い、現在も仮設住宅等における個別訪問、声かけ指導やチラシの配付などを行い、被災地における交通安全・防犯活動等を実施しております。

次に、61ページをごらんください。

(2)の悪質・危険運転者の排除についてです。

交通事故分析や住民の取り締まり要望等を勘案し、無免許、飲酒運転、速度超過など、交通事故に直結する悪質、危険性の高い交通違反に重点を置いた、交通事故抑止に資する交通指導取り締まりを推進しております。

資料62ページをごらんください。

(3)の安全、快適な交通環境の整備についてです。

平成29年度は、信号機新設18基、信号灯器のLED化115カ所、道路標識約1,940本等を整備、更新するとともに、信号機18基を撤去しております。

また、熊本地震により、529カ所の交通安全施設が被災しましたので、崩落した阿蘇大橋周辺の28カ所を除いた501カ所のうち、平成28年度には446カ所を整備し、平成29年度に残りの55カ所を整備しております。本年度も引き続き、交通安全施設等の整備を行ってまいります。

資料64ページをごらんください。

次は、第3のその他で、まず第1に、改正

道路交通法の施行に伴う高齢運転者対策推進状況についてでございます。

昨年3月12日、改正道路交通法が施行され、75歳以上の高齢運転者が一定の違反行為をしたときは、臨時認知機能検査の受検が義務づけられ、認知機能検査で認知症のおそれがあると判定された者に対する診断書の提出が義務づけられたことなど、交通事故のリスクが高い運転者への対策が強化されました。

これを受けまして、臨時認知機能検査、診断書提出命令及び臨時認知機能検査の結果に基づいて行う臨時高齢者講習等の手続を行っております。

実施状況は、(1)、(2)のとおりでございます。

次に、2の一定の病気等に係る運転者対策の推進についてです。

一定の病気等に関する運転適性相談等を適切に実施するため、平成27年1月から、看護師の資格を持つ非常勤職員を配置いたしまして、病状の把握や判断において、専門的見地からの聴取及び支援を行っております。その結果として、運転適性相談件数や行政処分の実施件数、ともに増加傾向にあります。

なお、相談の機会を拡大するため、本年4月9日から、免許センターから遠方の地域を重点として、看護師を派遣して行う巡回適性相談を開始しております。

資料65ページをごらんください。

3のさまざまな媒体を活用した効果的な交通安全情報の発信についてでございます。

関係機関・団体と連携した交通安全キャンペーンなど広報啓発活動のほか、交通事故分析に基づくリーフレットの作成、県警公式ツイッター等を通じた県警察の活動や交通事故抑止に資する情報発信を行っております。

その中でも、県内の交通情報板を活用した広報啓発活動は、運転者の関心を引き、イメージを連想させるような交通安全のメッセージを表示し、交通安全意識を高めていただく

ための活動を行っております。

この活動は、インターネット上でも好意的な意見が寄せられており、全国ニュースでも特集されるなど、県内のみならず、全国的に注目されております。

以上で交通部関係の説明を終わらせていただきますが、交通部では、1件でも悲惨な交通事故を減らし、県民の皆様が安心を実感できる交通社会の実現に向け取り組んでまいりますので、今後も御理解と御協力をお願いいたします。

以上です。

○原警備部長 警備部でございます。

66ページをごらんください。

第1の大規模災害等緊急事態対策の強化について申し上げます。

1に記載のとおり、一昨年熊本地震では、全国41都府県警察から約2万8,000人の応援を得て、160名の被災者を救出しました。

一方で、そのときの反省、教訓を踏まえ、災害等の緊急事態への対処体制をさらに強化するため、67ページ、3(1)のアからエに記載のさまざまな実戦的訓練や、68ページの(3)に記載の災害用装備資機材の整備、充実に努めております。

この災害用装備資機材については、具体的には、平成29年度に、倒壊家屋や車両などに閉じ込められた被災者の捜索、救助に力を発揮する電動コンピツールやラムシリンダー、あるいは倒壊家屋などで内部の確認や人の呼吸による二酸化炭素の探知などが可能となる多目的画像探査装置などを整備しています。平成30年度は、電動式チェンソーや2次被害を防止するための救助活動用安定化器具などを整備予定としております。

さらに、69ページの(4)の災害などで県警の指令本部となります総合指揮室の対処能力を高度化、充実化するための改修を、平成30

年度中に実施予定であります。

次に、70ページをごらんください。

第2、国際スポーツ大会等の開催を見据えた警備諸対策の推進について申し上げます。

資料70ページ、1の(1)、(2)に記載のとおり、イラクやシリアで勢力を拡大しましたI S I L、通称イスラム国と呼ばれるテロ組織は、米国等の攻撃によりその支配地域を大きく後退させる一方で、その報復として、米国などへのテロをインターネット上で呼びかけています。

特に、最近では、爆弾や銃器が入手できない場合は、ナイフや車両などを用いてテロを実行するよう扇動しており、これに呼応したと思われるレンタカーなどを使用した車両突入による無差別テロが、欧米などを中心に世界各地で発生をしております。

I S I Lなどのイスラム過激派は、日本をテロの標的とすると、繰り返し名指ししており、今後、日本においても、テロの発生する可能性は否定できない状況にあります。

そのような中、来年以降、テロの格好の標的となるおそれのある国際スポーツ大会が開催されます。

県警では、テロを未然に防止するため、官民連携によるテロ対策を進めておりますが、具体的には、71ページに記載の爆発物原料等の販売業者やテロに利用される可能性がある宿泊施設、レンタカー業者などの管理者と協力体制の構築に努めております。

また、72ページ、73ページの3から5に記載のとおり、関係機関との連携を強化するとともに、さまざまなテロを想定したテロ対処訓練を実施しております。

最後に、75ページをごらんください。

警備事件捜査の推進であります。

2の不法滞在者対策の推進について説明をいたします。

我が国の不法滞在者は約6万6,000人と推定をされ、4年連続で増加しており、外国人

犯罪の温床となったり、国内治安悪化の要因となる可能性もあります。

特に、本県では、熊本地震により被災した家屋の修復作業などに従事するため、県外から多くの不法滞在外国人が流入していると思われ、昨年は、入管法違反で32人を検挙しています。

また、県内の外国人技能実習生数が増加傾向にあり、これに伴い、実習生の失踪事案も急増し、平成29年中の県内の失踪者数は224人を数え、前年から倍増しております。

不法残留者が形成するコミュニティは、テロのインフラとして利用される可能性があるほか、実習生の失踪増加は、不法残留や不法就労などの犯罪につながることから、県警では、今後も関係機関・団体と連携して、不法残留者の取り締まりや技能実習生の失踪防止対策に努めてまいります。

以上で警備部の説明を終わります。

○高木健次委員長 この際、5分間休憩いたします。

午後3時36分休憩

午後3時40分開議

○高木健次委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

まず、先に教育委員会に係る質疑を受け、その後、警察本部に係る質疑に移りたいと思います。

それでは、教育委員会に係る質疑はありませんか。

○小杉直委員 教育長が冒頭に説明要旨を説明された中に、熊本工業高校がスーパー・プロフェッショナル・ハイスクールの指定を受けたということですが、全国で47校応募して、8校の中の1つに選ばれたということで

すが、これはどういうところが評価されたんでしょうかな。教育長でもよかし、高校教育課長でもよかですばってんが。評価されたところを2～3点。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

平成30年度から、熊本工業高校がスーパー・プロフェッショナル・ハイスクールの指定を受けました。これは、研究開発課題というのを最初に出しておきまして、創造的復興をリードする災害対応型のエンジニアの育成というようなのを大きな目標にしております。主に、土木科、建築科、インテリア科の3科を中心にして進めていく事業として認められたということでございます。

例えば土木科は、インフラの整備で、最終的には速やかにインフラの復旧ができるような人材を育成しようというふうな意図で学校のほうは計画しておりますし、例えばインテリア科のほうであれば、安全で快適なコミュニティーを構築できるような人材を育成しようというようなことで計画を立ててしているところでございます。もう一つは、これは産学官の連携も取り組もうというようなことで、学校のほうでは計画しております。

8校指定を受けましたが、この8校の中で工業系の指定は熊本工業高校だけでございます。

以上でございます。

○小杉直委員 学校側の御努力もさることながら、教育委員会がかなり推薦していただいた結果だろうと思いますが、猿渡施設課長、どぎゃんですか、実習棟の進捗状況は。一言、二言で言うならば。

○猿渡施設課長 施設課です。

熊本工業高校は、もう26年度から設計に取りかかっておりまして、今基本設計が最終調

整の段階でございます。

計画どおりにまいりますと、今年度、できるだけ早いうちに入札公告、それから契約して着工ということで、先ほど申し上げましたとおり、来年度末までには実習棟全て竣工させたいというところで、少しおくれぎみですが、今のところ計画的に準備をしているところでございます。

○小杉直委員 大体順調にいきよる、スタート切りましたかね。

○猿渡施設課長 そうですね。予定よりも少し基本設計の仕上がりがおこなっている部分もございまして、今年度から来年度にかけては、おおむね予定どおりいくつもりでございます。

○小杉直委員 9カ年計画と聞いておりますが、なかなか業者不足とか技術者不足とか、人手不足の中で大変だろうばってんが、そのようなスーパー・プロフェッショナル・ハイスクールまで受けた学校ですので、引き続きしっかり取り組んでいただきますようお願いいたしますね。

以上です。

○高木健次委員長 ほかに。

○田代国広委員 関連で、47校が応募したわけですが、都道府県各1校がこの選択基準になっておるのか、それともたまたま47校になったのかについて、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

47校が応募をしました。申しわけありません、47校が、正確にどの県がどういうふうの手を挙げたかというところは、今手元に詳細

なデータを持っておりませんので、後ほど報告させていただきたいと思いますが、8校の採択状況は、栃木県、千葉県、千葉県、岐阜県、大阪府、熊本県、大分県、鹿児島県の8校でございます。

○田代国広委員 今47校という、47都道府県ですから、各県1校しかこれに選択されていないのかと思ったんですよ。例えば熊本県の場合、今回、熊工が熊本県代表といいますか、選ばれていったわけですが、熊本県内の他の学校は、これに応募するというか、手を挙げるというのはなかったんですか。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

熊本工業高校以外に、南稜高校が現在指定を受けております。

○田代国広委員 いや、今度ののに選ばれるのに、他の県内の高校からは誰も申し込まなかったのかと聞いているんです。

○那須高校教育課長 失礼しました。高校教育課でございます。

1つ、熊本県の天草拓心高校が申請をしましたが、これは採択が不可となりました。

○田代国広委員 県の判断でそうなったわけですね。

○那須高校教育課長 はい。

○田代国広委員 それから、あともう1点いいですか。

○高木健次委員長 はい、田代委員。

○田代国広委員 21ページのスーパーサイエ

ンスハイスクールとか、SSHあるいはSGH、さらにはSPHという事業がありますが、これに熊本高校が名前がないんですけども、熊本高校は全然こういったのに応募しないんですかね。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

この事業につきましては、各学校のほうで最初に計画を立てながら、申請を文部科学省のほうに持っていきますが、熊本高校のほうは、まだ手を挙げて申請はしておりません。

○田代国広委員 熊本高校という、県内ではトップクラスの高校だというふうに私は認識しておりますが、このスクール事業そのものも、鳴り物入りというか、かなり高い評価といいますか、そういった形でこの事業を文科省は進めてきたと思うんですけども、こういった事業に、熊本県ではトップクラスと思える熊高が応募しないと申しますか、手を挙げないということに対して、多少違和感を感じるんですけども、それについてはどういった認識を持っておられますか。

○那須高校教育課長 熊本高校は、非常に進学実績が高うございますので、その点も含めまして、今後、その熊本高校が、文部科学省の指定がどのようなのが一番高校として今後教育が進展するののかというのを考えて、教育委員会としても学校と検討してまいりたいというふうに思っております。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○池田和貴委員 2点ございます。

1つは、デジタル化なんですけれども、県警の今本部長のお話でもありましたが、やっぱりデジタル化というのは急速に進んでいま

して、これは周知とか連絡とか、これは非常に有効なんですよね。高校生も持っていてやっているとこのように思うんですが、ただ、ここに書いてあるように、ネットいじめについては、ずっとこれは問題になっているんだと思うんですね。

高校教育課のほうで、ネットいじめ等早期対応推進事業というのが始まったんですけども、これは義務教育の教育現場でも当然あるんじゃないかと思えますし、もしかしたら犯罪に結びつく可能性もあるので、県警との連携とかも必要んじゃないかと思うんですけども、その辺はどういうふうになっているんでしょうかね。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

まず、25ページのネットいじめ等早期対応推進事業につきましては、高校と県立中学校等に導入をいたしました。

高校教育課のほうには、県警本部のほうから出向していただいておりますので、そこと連携をとりながらやらせていただいているところでございます。

以上でございます。

○池田和貴委員 じゃあ、義務教育課のほうはどうかな。

○高本義務教育課長 小中学校の場合は、スマートフォン等の普及は、高校ほどは子供たちはまだまだ持っていないところでございます。その辺も、まだまだ高校の——今回、導入まではまだ至ってないのかなということだと思います。導入する場合は、市町村の判断ということになるかと思えます。

○池田和貴委員 もしそうだとしたら、確かに進んでないのかもしれないですけども、半分ぐらいは中学生でも持つような話も聞く

ので、大丈夫なのかなとちょっと心配があります。

あと、県警の方が入っていただいているということでございますので、県警の皆さん方も、先ほど説明もあったように、非常にやっぱりネットの犯罪の捜査とかそういうので、ノウハウとか蓄積もされているでしょうし、いわゆる学生の中で犯罪になろうとしたときに、何かあればやっぱり警察が後ろにいるんだという、何とかな、プレゼンス効果というんですかね、それがやっぱり抑止につながる可能性もあると思うので、やっぱりその辺もうまく活用しながら、このネットいじめとか、そういうのを抑止するようなこともぜひ考えていただければなというふうに思います。これは要望です。ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

もう1点続けて、これは教育長にお尋ねです。

私は、昨年度から何度も言っていましたが、国際スポーツですよ。今回、体育保健課のほうで、31年度全国高等学校総合体育大会の準備経費というのが、先ほど説明をいただきました。この終わった後は、ラグビーワールドカップ、それと世界ハンドボール選手権大会があります。これに対する準備についてちょっと説明がなかったもので、どういう体制でいくのか、ちょっとその説明をお願いできないかなと思います。

○宮尾教育長 お世話になります。

池田委員から本会議で御質問もいただきまして、ラグビー、それから、特にハンドボールにつきましては、長期間において熊本で試合が開催されますので、これは、やはり子供たちとしてもプロの選手の方々の試合が目の前で見られるということ、それから交流ができるということで、おもてなしについても、例えば、国単位で学校で応援する体制を整えていきたいと考えております。これは熊本市

とも連携いたしまして。

まだ、どの国がということは、当該年度の6月ぐらいにならないとわからないということですので、それを待っていると遅くなりますので、もう今年度ぐらいからそういうエリアをある程度考えまして、個別に学校現場と相談しながら、小学校か中学校かというところになるかなと思うんですが、そういったところをちょっと個別にいろいろ、体育保健課も含めたところで協議を進めていきたいと思っております。その必要性とまたメリット、大事であることは十分私も認識しております。

○池田和貴委員 わかりました。ぜひ進めていただきたいと思えます。

熊本が、1997年の男子世界ハンドボール選手権でやった1国1校運動、これは非常に評価が高くて、長野オリンピックでも長野県は採用されたというふうに聞いております。

私は質問でも言いましたが、国際ハンドボール連盟のムスタファ会長からも、ぜひ世界のプレーを子供たちに見てほしい、また、そういう世界最高峰の選手たちと子供たちとのやっぱり触れ合いの時間をとってくれというような要請もあっております。

そう考えると、もう平成31年度の大会の期間中の学校行事をどうするかということも、当然スケジュール的には、1国1校運動をやるうとすると、やらなきゃいけないと思うので、そういった意味では、今年度、やっぱり平成31年度のスケジュールもどうやってやっていくのかと、そういう検討が必要じゃないかというふうに思うんですね。そのほかに、いろいろやっぱりやっていかなきゃいけないことがあると思うので。

ただ、31年度の全国高等学校総合体育大会が、これは内野県議も質問されたように、その前にありますので、ぜひそこを成功に導いた上で次もやっていただきたいというふう

に、これは要望しておきますので、ぜひ、今年度から、その31年度に向けて準備のほうを進めていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○西村体育保健課長 体育保健課でございます。先生、ありがとうございます。

今お話がございました、国際スポーツ大会等の大まかなスケジュール等も含めて、4月当初の県立学校長会議、また、各教育事務所の事務所長等が集まる機会がございますが、そういったところで、今後の日程等も含めて、各学校で――その年にいきなり、ただ試合見に行ってくれと言っても何の効果もありませんので、具体的に、いつごろ、例えばチケットの販売等があって、それに向けて、例えば先ほど言いましたハンドボールですと、来年の6月ぐらいに国が決まるとかいうようなことも含めて、学校の授業の中で、例えば総合的な学習の時間のところで自分たちの応援する国を学ぶと、また、応援するときの言葉かけをその国の言葉で練習すると、いろんな手だてがあろうか思いますので、そういったところを計画的に進めるよう、今後、本課としても精いっぱい取り組んでまいりたいと思っております。

そういったことで、今周知を図りながら、今後、建設的に進めてまいりたいと思えます。

以上です。

○池田和貴委員 ありがとうございます。

そうやって進んでいることが聞けたら、安心してやっていけますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それともう1点、いろんな形で周知をするのに、やっぱりデジタル化というのは必要だというふうに思うんですが、ただ、じゃあ、ホームページで掲示しただけでいいのかとい

うと、そうじゃなくて、例えば、私も県警さんのゆっぴー安心メールとかというのをもらっています。登録すれば、そういった情報が来るようなやつですね。いわゆるプッシュ型で情報発信するような、やっぱりそういう仕組みもいろいろ考えながら、そのデジタル化が必要なんですけれども、ただ掲示するだけではなくて、興味ある人にはその情報が、希望された方にはやっぱり即時流れるようなことも、ぜひ考えていただきたいというふうに思っております。

学校現場では、結構そういうPTAとか、そういうのはプッシュ型でいろいろ情報発信されているというふうに聞いていますので、そういったものもうまく活用しながら、ぜひ2019年の大会が成功できるように、これは知事もぜひやりたいと言っているので、やっぱり全庁的に成功できるように、皆さん方も頑張ってくださいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 体育保健課にお尋ねしますが、1つは、39ページの中学校のほうの部活動の指導員の配置の人数が具体的に出ておりますが、県立中学校3人と市町村立中学校で40人ということで、予算額が1,385万円ですが、これは人件費なんですか。どういう……。

○西村体育保健課長 体育保健課でございます。

ただいま御質問がありました、部活動指導員配置事業につきましての中身ですが、実は国の事業を活用しまして、この配置を進めるよう準備をしているところでございます。

この費用につきましては、報酬のみが国のほうで計画されておまして、国が3分の

1、県が市町村立であれば3分の1、そして市町村が3分の1というような配置で行うようにしている事業でございます。

そこに数が一応書いてございますが、これは予備調査等を市町村に行った後に出した数字でございます。

以上でございます。

○鎌田聡委員 じゃあ、大体この人数は配置したいという市町村の意向ですよ。

○西村体育保健課長 予備調査の段階では、これぐらいの数字が上がってきたところでございます。

○鎌田聡委員 報酬というのは、もうこれは雇用するんですよ。で、金額的にちょっと安くないかなと。これは年間幾らぐらいなんですかね、1人当たり。

○西村体育保健課長 非常勤として置いてする形になります。その中で、年間40数万円が1人当たり——今算出しているところではですね。年費用として計上しているところでございます。

○鎌田聡委員 年間40万円でこういった指導員になれる方というのは、非常に限られてくるのかなと思いますけれども、大丈夫なんですか。大体こういう額になるんですかね、全国的に。（発言する者あり）大体、全国的にこういう金額なんですかね、指導員の報酬というのは。

○西村体育保健課長 単価等について、当然、県によって違ったりしているところはあろうかと思えます。また、時間数等も、当然、週何時間配置するとか、いろんな形で県によって実はかなり差があるのは事実であろうかと思えます。

本県につきましては、そういったところを考慮しながら、年間、この後、国との契約等も含めて、年度末のところまでの状況の中で算出した金額でございます。

○鎌田聡委員 今回新規という試みになりますから、これでどれだけどうなのかと、もちろん何か仕事されている方が片手間にしないと、なかなかこの額では、指導員専門じゃなかなか厳しいかなと思っておりますので、状況を見ながらそういったところの改善も今後図っていかなければ、なかなか手の部分はどうなのかなというふうに心配しておりますので、しっかりとまた今後見ていかなきゃならないというふうに思っておりますので。

続けて、今度は……

○池田和貴委員 ちょっと先生、1件今ので関連して、よかですか。

○鎌田聡委員 どうぞ。

○池田和貴委員 ちょっとよかですか、委員長。

○高木健次委員長 はい、池田委員。

○池田和貴委員 今年間40万円ぐらいとおっしゃいましたけれども、市町村立中学校で40人、県立中学校で3人とすると、43人でしょう。30年度の予算額、1,385万円ですよ。40万円だと、これは超えるんじゃないの。

○鎌田聡委員 国と市町村が3分の1ずつぐらい。

○池田和貴委員 ああ、そうかそうか。3分の1ずつ、それで……。

○鎌田聡委員 そういうことでしょうか。県の

3分の1だけでしょう。

○西村体育保健課長 国が3分の1、例えば市町村立であれば、県が3分の1、そして市町村が3分の1持つような形で計算したところでございます。だから、県だけの予算を計上しているような状況では——この中には県だけの予算ですけれども。

○池田和貴委員 県だけ。県と国じゃなかと。

○西村体育保健課長 はい、国の国庫も入っております。

○池田和貴委員 国と県の3分の2がこの金額ってこと。なら、わかります。なら、オーケーです。

○鎌田聡委員 続けて今度は小学校の関係、40ページですかね。

小学校部活動は、30年度でクラブチームというか、地域のほうでやっていくということになっていると思っておりますけれども、あとどうなんですか、そのスケジュール感というか、本年度、あとどのくらい残って、全部行けそうなのかどうなのか、その状況を教えてください。

○西村体育保健課長 今児童生徒のスポーツ環境整備事業についての御質問であろうかと思っておりますけれども、小学校運動部活動につきましては、30年度末をもって社会体育へ移行するというので、4年計画で進めてきた最終年度でございます。

29年度末の時点で、完全移行が済んでいるのが11市町村でございます。それ以外の市町村につきましては、本年度いっぱい社会体育移行を一応完了するというので、各市町村のほうからは御回答をいただいているとこ

ろでございます。

やはり、課題としてはいろんな課題がございますけれども、そこを、先ほど言いました、補助事業を行っております検討会議等の中でしっかりと課題解決を図りながら、それと、成功事例等がいろんな市町村でございますので、そういった成功事例等をお伝えするような、コーディネーターと言われる、中心となる方たちを集めてからの研修会を、今年に2回開催しております、そういった中で適宜協議も進めておるところで、年度末まで精いっぱいまでできるよう取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○鎌田聡委員 年度末までに完了するというところでございますが、いろんな課題もあるという話で、29年度末までに終わったところでもいろいろ課題が出てきていると思いますので、そういった課題も整理をしていただきながら、あと一番気になっているのが、教職員の勤務時間がこれでどれだけ縮減されたのかというところも見ていきたいと思うんですが、その辺も大体出てくるんですね。

○西村体育保健課長 児童生徒のスポーツ環境整備事業につきましては、実は4年前に立ち上げたときには、教職員の負担感ということでそもそも立ち上げた事業ではございません。

小学校の運動部活動が、小学校が小規模化していく中で、実は部活動がなくなっていってました。そういったところで、あり方検討委員会という有識者の会議を設けまして、その中で検討する中で、小学生の運動部活動については、社会体育に移行したほうがいいというような意見をいただきましたので、それに基づいて今進めているところでございます。

当然、その時間が——今まで教職員のほう

が部活動として取り組んでいた時間につきましては、当然、その時間がなくなりますので、後はその時間をどのような形でまた活用していくかというところは、私たちにとっても、いろんな形で意見をもらいながら、今後検討を進める内容じゃなかろうかと思っていますのでございます。

以上でございます。

○鎌田聡委員 ぜひその点も、今非常に教職員の負担感という部分が大きな問題になっていきますので、これをやったことによってどうなったのかということもひとつ検証もしていただきたいし、あとは、やっぱり児童たちの、今度は逆に、経済的な負担がどうなったのかとか、そういったところも少し検証もしていただきながら、ただ、結果としてよかったという方向がきちんと出せるような、そういった社会体育移行ということで、課題はずっと潰していっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 じゃあ、1点だけ。12ページのくまもと家庭教育支援条例についてちょっとお尋ねをしたいんですが、先ほど説明で、さらに周知を進めるという、こう文言の中にもあるんですけども、私もこの条例を制定する議論に参加させていただいて、4年もたつたんですかね。どうなんでしょう、周知は確実に徹底されている、当初よりもどうもまだ不安定、まだ徹底が足りないとか、そういう総括というか、評価みたいなのは何かありますか。

○井芹社会教育課長 社会教育課でございます。

このくまもと家庭教育支援条例の認知率に

つきましては、29年度実施しました県民アンケート調査によりますと、25.5%ということで、前年度より1.7ポイント上がってはおりますけれども、目標が60%でございますので、なかなかそれに向けては、これからさらに正念場になってくるかというふうに思っております。

今いろんな形で広報、啓発を進めておりますけれども、現時点での認知率のほうは25.5%というような状況でございます。

以上です。

○前田憲秀委員 私も、地元で、例えばPTAの会合があったりだとか、極力、簡易版のパンフレットをお配りして周知はしようと思っておりますけれども、大事なものは、この家庭教育支援条例というのは熊本であります、それももちろん大事なんですけれども、それでどうということが賄われているのか。特に、私は、その制定の議論のときには、相談体制をとにかく充実してくださいという話をしたんですけれども、このことで親の学び支援というものもありますけれども、もっとそういう部分から、困ったときにこういうことが利用できるんだという周知も大事なんじゃないかなと思いますけれども、例えば、事業内容の中での親の学び講座なんていうのは、どうでしょうか、何か数字的にありますか。

○井芹社会教育課長 社会教育課でございます。

親の学びプログラムのほうは、昨年度、開催数が2,200回、受講者数は7万8,000人ということで、年々この部分が定着しております。

さらに、この相談体制につきましても、家庭教育電話相談という形で取り組んでおまして、平日の午後5時から9時までと、土曜日の午後1時から5時まで、これに関して、子育て等に関する相談を受ける事業を実施し

ておまして、子供さんの親御さん、また、本人、祖父母の方等から電話で相談があつておまして、家庭環境や学校生活に関する年間約260件の相談があつております。そういう形で、いろいろな相談体制は充実してきているというふうに思っております。

以上です。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

例えば、親の学び講座2,200回ということで、結構な回数じゃないかなと思います。そのことが、くまもと家庭教育支援条例のもとで充実しているというのを知らないで、先ほどの認知率にもしかしてなっているのかもしれないし、そういったところも含めて、我々もそうですけれども、しっかり——なかなか全国的にも当初は注目をされておりましたので、なおいいものにしていただきたいという要望を最後にさせていただきたいと思っています。よろしくお願ひします。

以上です。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 ちょっと教えてください。16ページの文化課の文化財の災害復旧事業で、幾つか件数が上がっておりますが、これで大体文化財の復旧はでき上がっていくんでしょうか。まだ残っているのがあるんでしょうか。

○岡村文化課長 文化課でございます。

文化財の復旧状況についてですけれども、まず、国指定、県指定、国登録の文化財について把握をしておりますけれども、平成30年の3月末現在の復旧率で言うと、47%という形になっております。

どうしても、中にはやっぱり建造物、建物で文化財というものがありますので、やっぱ

り建物については、歴史的工法であったり、文化財としての価値を維持した修理をしないといけないということで、その技術者がなかなか確保できないというような状況もあつたりで少し時間がかかっておるので、今は47%という状況になっております。

○鎌田聡委員 30年度で。

○岡村文化課長 30年3月末で。

○鎌田聡委員 3月末ですね。今のが、今度はページでいくと1番なんですよ。

○岡村文化課長 今のは1番でございます。

○鎌田聡委員 1番なんですよ。で、あとは民間所有で指定されているやつとか、指定されてないやつとかありますけれども、これはまだ何%かわからないんですね。

○岡村文化課長 文化課でございます。

今申し上げたのが1番と2番になります。3番の未指定の歴史的建造物で言いますと、熊本地震で被害があつた未指定の歴史的建造物で復旧が必要なものということと言うと、対象の件数が159件あります。このうち、保存困難ということでもう保存を諦められたものが25件あつたりとか、ちょっと復旧するのかどうかまだ迷っていらつしゃるところもあるので、保存をすると決意されたところが159件のうちの128件でございます。この128件のうちで復旧済みというのは、今のところ4件となっております。

補助金の申請を順次していただくようになってはいるんですけども、申請済みが今のところ28件、今後申請予定が47件ということですので、順次、建築士を派遣したりで、まあ助言をするということで、加速化させていきたいなと思つているところです。

○鎌田聡委員 じゃあ、まだまだ——ここを出ているのは26件予定ということですから、まだ128件だったですか、残そうというのは。

○岡村文化課長 はい。

○鎌田聡委員 まだあと100ちょいあるということですね。

で、教えていただきたいのが、復興基金の存在はわかつていたんですが、文化財と復興基金というのが、今全体規模でどれだけあつて、これでどのくらい使つて、どのくらい残るのかということをお教えいただきたいと思つています。

○岡村文化課長 文化課でございます。

文化財復旧復興基金については、平成28年の地震発災直後から、県内の経済界の方を中心に寄附金の申し出がありました。寄附金としては、全国から寄せられておまして、現在の寄附金の総額で言うと、37億円余りが寄せられているというところです。

この寄附金をもとに県のほうで基金を設置して、被災文化財の復旧に充てるという制度をつくっておりますけれども、今のところ、例えば未指定の歴史的建造物であつたら、まだ補助金の申請を上げられた段階ですので、まだ交付に至っておりませんので、こちらについての交付はまだゼロということになっておりますけれども、例えば指定文化財について、追加で基金から出す分については、今のところ数億円ぐらいの支出が済んでおると。平成28年度中に支出できたものが数億円ぐらいと。済みません、ちょっと正確な数字が出てきませんので。

○鎌田聡委員 37億が寄附で来とつて、基金の全体額というのは幾らなんですか。37億ぐ

らいですか。

○岡村文化課長 文化課でございます。

現在、基金の額は37億ですけれども、既に申し出があっている今年度と、来年度にも寄附をするよと申し出があっているところを加えると、最終的には43億円の全体額になる見込みです。

○鎌田聡委員 まあ、何百億かあるのかなと思っていたんですけども、この件数でこの額というのはなかなか厳しいのかなと思っておりまして、ちょっと全体、あと100何件というのが来た場合には、ちょっとここでの支出は厳しいんじゃないでしょうか。どうでしょうか、見通しは。

○岡村文化課長 今現在の37億円の数字について申し上げますと、熊本城にと指定をされる部分が、37億円のうちの23億が熊本城に、残りは熊本城以外の文化財の復旧に充てるんですけども、そちらが今現在13億になっております。

未指定の歴史的建造物について言いますと、この文化財基金を利用して復旧されるところと、あと商売とかをされているところは、中小企業庁のグループ補助金を活用して復旧されるところもありますので、いろんな補助金を活用して復旧されるところがございますので、今のところ、この文化財の基金については、不足はそんなにはないところかなというふうには思っているところです。

○鎌田聡委員 何かあんまり、熊本城のほうに大分行くので、かなりまた想像以上に少なくなつたかなと思っておりまして、ほかの補助金も含めて使えるものは使っていかれるということで、非常に未指定ということで厳しい状況かなと思っておりませんが、要は、残したいという方々が結構まだいらつしゃるとい

うことでありますので、いろいろな知恵も絞りながら、ぜひいろいろなところで対応していただきたいと思いますので、限られた資金で大変だろうと思っておりますけれども、よろしくお願ひします。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

先ほど、スーパー・プロフェッショナル・ハイスクールで、各都道府県がどのような、学校名がわかるかというふうな御質問をいただきました。それにつきましては、文部科学省のほう公表しておりませんので、で、本県は2校申請し、採択されたところが千葉県が2校ございますので、各都道府県の中には申請をしてない県があるというふうに思われます。

以上でございます。

○高木健次委員長 なければ、これで教育委員会に係る質疑を終了します。

引き続き、警察本部に係る質疑はありませんか。

○小杉直委員 林部長に1つ。19ページ、ストーカー・DV対策の強化の中で、右の備考欄に、認知件数とか、前年同期比とか、あるいはその下にDV保護命令等とあっておりますが、4年ぐらい前からこの体制をとられて、24時間3交代制では大変な業務だろうと思っておりますけれども、若干、その相談とか通報というのは減っているんですかな。

○林生活安全部長 生活安全部でございます。

前のページのほうに、見ていただくとわかるかと思っておりますけれども、ストーカー、DV

等の認知件数については、若干減少して——でこぼこはございますけれども、若干減少をしている状況でございます。

特に、生活安全部において、24時間体制で対応しておりますので、初期的な対応が非常にうまくいっておりますので、事案の拡大等の阻止がうまくできているというふうに思っております。

○小杉直委員 私は、個人的には、なかなか恋愛のもつれ等の別れに利用するとかいう人も中にはおりはせんだろうかなと思うときがありますが、保護命令件数あたりが5件ということから考えますと、ストーカーまでは認知できないという件数も多かっでしょうかね。

○林生活安全部長 生活安全部でございます。

ストーカーにつきましては、若干減少しているといいますか、事件化につながっているものは少ないというふうに考えております。

対応等がうまく、同じになりますけれども、できているということで、事案の拡大を阻止している、そういうことだと思いますし、また、先ほど委員言われたように、警察を利用するような相談、通報等中には実際ございますので、そういったものをしっかりと見きわめながら対応しているところでもございます。

○小杉直委員 やっぱりその見きわめというのは微妙なところでもんな。簡単に恋愛問題のこじれだとしとけば、ひょっとしたことでもストーカー的なことになるしですね。非常に見きわめが難しかろうと思います。

2つ目に、警備部長にお尋ねですが、52ページからずっと外国人犯罪の検挙状況を書いてあるですたいね。

これはちょっと、何というか、漠然とした

話になりますが、話があったように、来年は大型スポーツ大会を控えておりますし、国も県も外国人の誘致を非常に盛んに進めておりますね。特に、経済対策ということを目的に。

今地殻変動の時代と言われたり、何が起きてもおかしくない時代と言われたり、外国では、地方都市でもテロがあったりなんかしておるわけですが、私が思うのに、例えば、大型の観光客が来る場合とか、あるいはちょっとどうかなという方面から、外国から来る場合とか、そういうことを事前に察知する方策といいますか、行政、その他関係団体との事前の連絡というのが必要じゃなろうかなと思いますけれども、それに対するお考えはいかがですか。

○原警備部長 警備部でございます。

委員の御指摘のとおり、テロ対策等々については、警察だけでは、情報収集についても、対策についても非常に限界がありますので、今官民連携というのが一番言われておまして、例えば、八代のクルーズ船にしても、その他の旅行にしても、関係機関と連携して対応しています。また、民間とですね。それからまた、関係機関、入国管理局とか税関とかも情報交換をしていますし、事前に入国にふさわしくない人が来る時のデータとか、そういう交換もありますので、関係機関並びに関係団体等との事前の調整、あるいは協力関係というのが重要になってまいりますので、それは努めてやっています。さまざまな連絡協議会とかを作成して、協議をやったりして対応しております。

○小杉直委員 民泊等のやっぱりいろんな課題を抱えたり、いろいろ今おっしゃったようなことがありますので、引き続き推進方をお願いしときます。

以上です。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○田代国広委員 総合的な交通事故防止対策の中で、安全、快適な交通環境の整備とありますが、その中で、やはり交通信号の設置あたりはこの施策の中に入ってくるかと思いません。

以前、一般質問した経緯もありますが、地域の信号機設置要望に対して、実際に設置された数は非常に少ないというのが以前あったんですけれども、現状においてはこういった状況でしょうか。

○古庄交通部長 交通部でございます。

信号機の設置要望につきましては、各警察署を通じまして交通規制課のほうで集約しております。年間の予算の範囲内で信号機の設置ということではしておりますけれども、なかなかその要望にかなうような整備はできていないというのが現状でございます。

○田代国広委員 数字的にはどうなっていますか。

○古庄交通部長 要望数に対する設置件数につきましては、手元にはございませんので、できましたら、個別に後日でも御説明をさせていただければと思います。

○田代国広委員 もう1つ、信号機のことです。不思議に思うのが、信号機が全然切れないんですよね。切れたら大変で、これは事故につながりますけれども、完璧なその管理をされていると思うんですけれども、たまにはどこか1カ所ぐらい信号機がつかなくなったりしてもいいような気がするんですけれども、全くそれが無いというのは私にとって非常に不思議に思うんですけれども、こういった管理を

されているんですか。

○古庄交通部長 信号機が滅灯いたしますと、もちろん交通事故の要因にもなりますので、常に巡回をする中で確認をしたり、中には切れているんじゃないかというような通報も確かにございます。斜めから見ると切れているように見えるような、あと太陽光線で切れて見えるようなのもございます。

あと、もし停電したときには、発動発電機とかリチウム電池等がございますので、それによって自家発電をしまして点灯させるというふうな対策をとっております。

○田代国広委員 耐用時間というか、耐用年数というか、そういったやっぱり基準みたいなのがあって、それを把握して、それ以前に交換するという対策をとられているんですね。

○古庄交通部長 耐用年数等の基準はございますが、予算の範囲内で毎年更新をしているという状況でございます。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

○森交通企画課長 交通企画課でございます。

先ほど田代委員からの質問にございました、信号機の要望数と新設数の関係でございますけれども、過去3年の例で言いますならば、平成27年が、信号機要望数が122件のうち17件、平成28年が、106件要望がありまして23件、昨年が、109件ありまして18基設置しているということでございます。概略的に見ますと、100カ所要望があったところにおおむね20基ぐらいついているという状況でございます。

以上です。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○前田憲秀委員 委員長、済みません、1点だけいいですか。3ページなんですけれども、熊本県の警察官、591名ということで、以前はたしか600名も超えていたと思う——それでも大分減ってはいるんですけども、まだ負担率が高いということで、その上に、平成30年度0人とあるんですけども、増員がゼロということでいいんですか、これは。

○志賀警務部長 警務部でございます。

おっしゃるとおり、増員がゼロであったということでございます。

○前田憲秀委員 わかりました。

非常に私も、これはいつもこの委員会するときには言っているんですけども、なかなか九州と比較しても高いなという思いはあります。

それに関連して、今度はちょっと14ページなんですけど、初任科生の、先ほど98人と言われたですかね。採用試験を受けるときの倍率は大体どれぐらいになるんですか。

○志賀警務部長 警務部でございます。

おおむね6倍程度でございます。

○前田憲秀委員 わかりました。ありがとうございました。

なぜそういう質問をしたかという、以前ちょっとある大学教授の先生が、公務員の志願倍率が物すごく今減っているということで、3倍を切ると本当に危機的状況というお話があったんですね。これは教育委員会にももちろん言えることだと思うんですけども、ただ、今、コンビニにしろ、居酒屋にしろ、都会に行けば行くほど外国人ばかり従

業員で、日本の若者はどこに行っているんだという議論が本当にあるんですけども、じゃあ、そういうときにどうしたらいいんですかということで、1つあったのが、研修をとにかく充実しないといけないという話だったんですね。

私も単純ですから、思うのは、比較できるかどうかわかりませんが、昔、体育会系で、水は一切飲むなと言われたのが、今は水は飲めなんですよ。全く逆なんですよ。そういうのも含めて、今の時代に合ったやっぱり研修体制の充実というのは、もちろんマニュアルはあるんでしょうけれども、私は、特に警察官の初任科訓練、教育制度というのは、もう数少ない、残された、もう本当に最後のとりでというぐらいに思っているんですけども、そんな中でも、やっぱり時代が変わっているんな御苦労があられると思うので、その研修の充実という部分では、しっかりまた、強く、正しく、良識あるということでもありますので、その時代背景も含めて、やっぱりしっかり取り組んで、頑張っていたきたいなというふうに思っています。

以上です。

○高木健次委員長 ほかにありませんね。——なければ、これで警察本部に係る質疑を終了します。

次に、その他に入ります。

その他で、委員から何かありませんか。

なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書等が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

これをもちまして、第2回教育警察常任委員会を閉会いたします。

午後4時34分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する
教育警察常任委員会委員長